

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年12月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/dokujiriyoutodokede/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(卒業支援事業)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第四の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	大阪府立学校の授業料等に関する規則 第五条第9項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第五条第9項 法(高等学校等就学支援金の支給に関する法律)第五条に定める受給権者が、法第三条第二項第二号に定める月数に達した時点で卒業できない場合に、当該受給権者が卒業できないことにつきやむを得ない理由があり、かつ、引き続き十二月の間に高等学校が定める卒業までに修得させる単位数(以下「卒業単位数」という)を修得できる見込みがあると校長が認めるものは、当該十二月のうち、卒業単位数の修得に必要な期間の授業料を免除する。ただし、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直した場合を除くものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		大阪府立学校の授業料等に関する規則 高等学校の授業料の免除に関する取扱要領 大阪府立学校の授業料等に関する規則第5条第9項の規定に基づく授業料免除 (卒業支援)に係る運用基準
--------------	--	--

2. 進ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	高等学校の授業料の免除に関する取扱要領 第三条第1項、第三条第4項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大阪府立高等学校卒業支援申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	高等学校の授業料の免除に関する取扱要領 第三条第1項第二号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	高等学校の授業料の免除に関する取扱要領 第四条第2項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	大阪府公立高等学校卒業支援金の収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ロ	高等学校の授業料の免除に関する取扱要領 第四条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--